

出資団体の経営改善策等に関する意見書

平成17年12月

茨城県出資団体等経営改善専門委員会

茨城県出資団体等経営改善専門委員会委員名簿

委員長 川又 諭（株式会社日立ライフ 取締役社長）

副委員長 坂本 和重（公認会計士）

鬼澤 慎人（株式会社ヤマオコーポレーション 代表取締役）

木内 敏之（木内酒造合資会社 取締役）

関 正樹（関彰商事株式会社 取締役副社長）

疋田 淑子（株式会社不二商会 代表取締役会長）

兪 和（茨城大学人文学部 助教授）

（順不同）

目 次

はじめに	1
社会福祉法人茨城県社会福祉事業団 現状と課題 事業団のあり方等	2
財団法人茨城県建設技術公社 現状と課題 県の発注方法等のあり方 公社が取り組むべき事項 公社のあるべき姿	9
おわりに	15
[参考資料] 委員会の開催経過 対象出資団体の概要	16

はじめに

国においては、我が国経済・社会に残る非効率な部分を取り除く、聖域なき構造改革として、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」との考えの下、規制緩和や民間活力の活用など、新しいシステムづくりが進められている。

一方、県は、長引く景気低迷により県税収入や地方交付税が伸び悩む中、県債残高は1兆6,868億円にまで膨れ上がり、あらゆる手段を講じて財政再建団体への転落を回避しなければならない危機的な財政状況にある。

このような中、今年度は、県議会に「県出資団体等調査特別委員会」が設置され、切迫した経営状況にあって、県財政への影響が懸念されるなど、緊急の改善が求められている出資団体を中心に審議が進められているところである。すなわち、累積損失の拡大や、保有土地について多額の含み損を抱えるなど、経営が一段と深刻化している団体、加えて社会経済情勢の変化に伴い、存在意義が薄れてきた団体などについては、問題を先送りすることなく、抜本的な改革に向けた取り組みが急務となっている。

平成17年度において当委員会が審議の対象とするのは、社会福祉法人茨城県社会福祉事業団及び財団法人茨城県建設技術公社の2団体である。

この2団体は、県が、県内に主たる事務所を置く県出資団体等の60団体を対象として行った平成17年度経営評価の結果、「改善の余地がある」とされた団体である。社会福祉を取り巻く大きな環境の変化や、公益法人としてあるべき姿勢などを踏まえ、組織や事業のあり方について抜本的な見直しを行う必要があると評価されたため、当委員会に対して意見を求められたものである。

当委員会では、対象団体の行っている事業が、県の行政施策と密接に関連する障害者福祉であることや公共事業に係る受託業務に係るものであることに留意し、団体の組織や事業のあり方の見直しのほか、県費負担のあり方や県の発注方法など、県に対する改善策の視点からも検討することとした。

そして、対象団体や県所管からのヒアリングを含め計4回に渡る委員会での審議及び委員個々の検討結果を踏まえ、次のとおり意見を申し述べることとする。

県及び各対象団体においては、この意見書を踏まえ、県民福祉の一層の向上や公共事業の一層の振興が図られるよう適切に対応されることを期待する。

平成17年12月26日

茨城県出資団体等経営改善専門委員会
委員長 川又諭

社会福祉法人茨城県社会福祉事業団

現状と課題

[事業団の概要]

社会福祉法人茨城県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）は、県が設置する社会福祉施設等の運営の委託を受けるなど、県民の福祉の増進に寄与することを目的に、財団法人茨城県福祉事業団を前身として、県の全額出資により昭和48年に設立された団体である。

事業団は、県からの受託事業として、知的障害児（者）総合援護施設「県立あすなろの郷」、児童厚生施設「県立児童センターこどもの城」、地域福祉活動の拠点施設「県総合福祉会館」の管理運営のほか、自主事業として社会福祉事業振興資金の貸付事業などを行っている。

事業団の平成17年度における県からの施設管理運営等委託料及び補助金の額は、約45億円となっており、また、職員数は、平成17年4月1日現在332人で、うち事業団採用職員が310人、県派遣職員が22人である。

[事業団の課題]

（事業団を取り巻く環境の変化）

近年の社会福祉分野における民間事業者の充実や地方分権化に伴い、平成14年8月に、県立社会福祉施設の事業団への運営委託や、県に準じた職員の処遇等事業団の運営基準などを定めていた昭和46年の厚生省通知（「社会福祉事業団等の設置及び運営の基準について」（以下「46通知」という。））の解釈が変更され、民間社会福祉法人への運営委託のほか、職員の処遇など、地域の実情を踏まえた弾力的な運営が可能となった。

また、社会福祉基礎構造改革により、平成15年度から支援費制度が導入されたが、これまでの措置費による運営に比べ、弾力的な施設運営が可能となるなど、利用者のニーズに的確に応えられる福祉サービスの提供が求められるようになった。

特に、ノーマライゼーションの理念の普及に伴って、従来の施設入所中心の施策から、利用者が入所施設から地域に移行して、地域で普通の生活をするという地域生活移行への施策の転換が全国的な潮流となってきている。

このような著しい環境変化の中で、全国の社会福祉事業団は変革を求められ、平成15年度から具体的な改革・改善のための諸施策も取られてきており、事業団のあり方の見直しが全国共通の課題となっている。

さらに、県においては、平成18年4月から、事業団など県出資団体等に管理委託して

いる公の施設について指定管理者制度を導入することとしており、今回、公募されなかった「県立あすなろの郷」についても、平成21年度には、改めて公募により指定管理者を定める予定となっていることから、事業団運営の効率化等が不可避となっている。

(事業団の運営課題)

事業団は、「県立あすなろの郷」の管理運営を主たる事業として、県からの受託事業を実施してきたが、平成16年度の包括外部監査で不適切な会計処理など運営面での指摘があったほか、50歳代以上の職員が全体の55%を占めるといった組織構成のアンバランス、民間に比べ優遇された給与水準・退職金制度、県からの多額の財政支援がなければ事業団運営が成立しない高コスト体質などが、事業団運営の大きな課題となっている。

特に、「県立あすなろの郷」においては、主たる職種である支援員の人数をみた場合、国の配置基準の244人に対し298人(事業団採用職員以外も含む。)と、基準を22%も上回る余裕のある人員配置がなされていることに加え、職員の平均給料は、次のとおり、民間施設と比較しても、その高さが際立っている状況にある。

<民間施設の社会福祉法人との平均給料比較(平成16年3月31日現在調査試算)>

施設区分	あすなろの郷	A法人	B法人	C法人	D法人
職員数	289人	27人	24人	23人	24人
平均給料月額	363,800円	213,400円	205,000円	179,200円	224,400円
平均給料年額	4,365,600円	2,560,800円	2,460,000円	2,150,400円	2,692,800円
平均年齢	46.3歳	41.7歳	35.8歳	29.7歳	39.7歳
平均勤続年数	23.1年	6.11年	9.6年	3.8年	6.9年

対象法人は、いずれも知的障害施設50名規模。あすなろの郷は、事業団採用職員のみを対象。なお、業務内容の質的軽重については判断していない。

平均給料年額は、平均給料月額を単純に12倍したものであり、実際に賞与(期末手当)や、「県立あすなろの郷」において支給されている諸手当(74,000円)などを考慮すると、事業団と民間施設との給料面の格差は、平均年齢・平均勤続年数の差は認められるものの非常に大きく、民間施設の施設長クラスに匹敵する給料水準の額となっている。

こうした中、事業団においても、平成18年度に、給料表の改定や諸手当の段階的削減、早期勧奨退職の促進など、人件費の削減に努めようとしているが、それでも、なお民間施設とは大きな格差がある。

なお、給料水準の高さは、職員退職金にも反映し、県が、平成17年度から平成27年度までにおいて、通常の積立額9億6,100万円、積増額13億700万円の合計22億6,800万円を負担した場合であっても、平成27年度末において、なお18億8,900万円の積立不足を生ずる見込みである。

また、「県立あすなろの郷」においては、平成17年度運営委託費として、下表のとおり、県から約18億円もの財政支援が行われている。

<平成17年度「県立あすなろの郷」運営委託契約額> (単位：千円)

歳出 A	歳入			一般財源（財政支援） A - D
	特定財源 B	一般財源 C （義務負担）	小計 D=B+C	
4,094,858	2,162,147	129,052	2,291,199	1,803,659

義務負担：措置費，国庫補助事業等において，県が当然負担しなければならない費用。

財政支援：約18億円の財政支援の内訳は，超過負担が約12億円，政策的経費が約6億円。

この一般財源からの約18億円の財政支援のうち，超過負担額約12億円については，職員の年齢構成上，高年齢者が多数を占めていることや，給与等人件費・退職金が民間施設に比べ優遇されていることなど事業団特有の体質から，支援費及び措置費等の収入をもって施設運営費が不足する部分について，県が負担しているものである。

また，政策的経費負担額約6億円については，強度行動障害者・最重度障害者処遇など入所施設運営のための経費，地域生活を支援する地域生活支援センター運営費などに要する費用として，現在の施設規模，機能などを維持する場合には必要となるための財政負担であり，当然に県が負担すべきものとしている。

しかしながら，県内には，「県立あすなろの郷」の重症心身障害児施設と同様の民間施設が2施設存在し，これらの施設が県から超過負担及び政策的経費負担等の財政支援を受けることなく運営されていることを考慮すると，事業団による「県立あすなろの郷」運営が，極めて高コストのものになっていると言わざるを得ない。

事業団においては，県の超過負担のうち年額約10億5千万円について，平成22年度までの5年間で，給与制度の見直し等により，段階的に削減するとしている。超過負担の残額約1億5千万円は，事業団職員の退職に伴う退職金の支払いに充当するための積立不足額に対する積み増し分として県が負担している。事業団が46通知に基づき施設運営を受託してきた経緯等から，県による財政負担が必要であるとして実施してきたものであるが，今後は見直しを検討するとしている。なお，政策的経費の削減については全く具体的な見直しがされていない。

また，県は，事業団の本部事務局の運営費として補助金約1億3千万円を負担しており，事業団としての自立した本部事務局機能の整備・充実が急務の課題である。

事業団のあり方等

事業団の運営に関する考え方は、制度的にみても、46通知の見直しによって、従前とは異なるものとなっている。

事業団は、県とは別個の独立した事業主体であり、県の財政的支援に依存するのではなく、民間の社会福祉法人と同様に、自助努力による運営に大きく転換しなければならない。このような環境変化に対応するためには、全役職員が危機意識を共有し、業務に対する士気の高揚に努めつつ、早急に抜本的な改革に取り組むことが必要である。

(県費負担等のあり方)

国においては、聖域なき構造改革として、「民間にできることは民間に」の考えの下、規制緩和や民間活力の活用など、新しいシステムづくりを進めており、「県立あすなろの郷」などの運営についても、民間に担わせることについて検討する時期にあると考える。

これまで、民間が実施困難とされる事業の中には、県が事業を実施するよりも、県が補助金等財政支援を行うことによって、民間での事業化を図った方が返って効率的な場合もある。

現在、県は、厳しい財政状況の中で、事業団に対し「県立あすなろの郷」の運営委託費として、一般財源から超過負担及び政策的経費負担等として約18億円の財政支援を行っているが、県内には、施設への入所を希望する待機者が500人程度おり、また施設入所の地域生活移行が課題となっていることから、高コストの運営体質である事業団に対するこれら財政支援額を見直し、その削減額と民間活力を効果的に活用することによって、施設入所者の地域生活移行の推進や、入所待機者の減少に寄与する方策を考えるべきである。

つまり、現在の入所者ばかりではなく入所待機者等を含めたより多くの障害者に、広く平等にサービスを提供する必要があることを考慮した場合、県は県立施設のみならず超過負担による財政支援を行うのではなく、民間などが設置した施設の活用等も含めて限られた予算の有効活用策を検討する必要がある。施設の利用者の視点に立った公平な予算配分や施設サービスの向上を図るためにも、現在県が実施している事業団に対する超過負担による財政支援については、削減すべきと考える。

また、現在の施設規模、役割などを維持することを前提に、今後も県が負担するとしている政策的経費の約6億円についても、「県立あすなろの郷」の施設規模等の見直し、公設施設の役割分担等に合わせて、将来的には、他の政策的な福祉事業などに効果的に振り向ける方向で検討すべきである。

なお、平成22年度までに超過負担を削減するとした、事業団の「県立あすなろの郷経営改革試算表(超過負担金の削減計画)」については、県民や民間企業の視点に立てば、改革のスピードが必ずしも十分なものとは言えないことから、県と十分に協議・調整のうえ、目標達成時期の前倒しを図るべきである。

(事業団運営の効率化等)

事業団が、現在県から受託している管理業務のうち、今回公募により指定管理者となった「県立児童センターこどもの城」及び「県総合福祉会館」については、今後とも、民間事業者との厳しい競争にさらされることから、一層の経営の効率化を進めるとともに、サービスの向上に努める必要がある。

また、事業団は、民間の社会福祉法人と同等の自主独立の運営形態を目指さなければならない。このため、事業団が有する人的資源を効率的、効果的に活用し、将来的には、選択と集中といった経営戦略的な視点から、既存事業のスリム化など効率的な運営に積極的に取り組んでいく必要がある。

さらに、「県立あすなろの郷」の管理機能は、その大部分を県に依存しており、その結果、本部事務局の運営費として多額の県補助金があてられている。事業団の運営は自立的になされなければならないことから、事業団としての管理機能の強化を図るべきである。したがって、効率的な運営体制への転換や、事務局経費の節減を図ることなどを目的に、現在、県総合福祉会館に置いている本部事務局の「県立あすなろの郷」への移転についても検討すべきである。

併せて、県は、事業団に対する本部事務局の運営費に対する補助金の削減を図るべきである。

(指定管理者の指定に向けた対応)

民間の社会福祉法人は、事業団が設立された当時と現在を比較すると、十分な施設の運営ノウハウを持っており、かつ、厳しい経営環境の中でその事業の継続と社会的使命を担うために、コスト的にも極めて経済的な施設の経営能力を有するようになっている。

このため、事業団は、平成21年度に予定されている「県立あすなろの郷」の指定管理者の公募に向け、給与・退職金制度の抜本的見直しによる総人件費の削減、アンバランスな職員構成の是正、外部委託・購買等全般的な業務見直しによる更なるコスト削減等に早急に取り組むべきである。

特に、事業団が平成18年度から取り組もうとしている人件費削減については、平均削減率を14%としているが、実際には、20%以上の平均削減率で見直しを進めている近県の社会福祉事業団も数団体見られることから、事業団としても、より一層効率的な運営体制の構築に向け、職員定数の見直しとともに、平均削減率の上積みについて検討すべきである。

また、退職金制度については、46通知の変更を受け、事業団が民間の社会福祉法人と同等の運営を求められるようになったことから、これまでの優遇された制度自体を抜本的に見直し、退職金の減額を図っていくとともに、現在県が超過負担している退職金所要額不足に対する積み増し分についても、同様にその取り扱いを改めるべきである。

(事業団への施設譲渡に向けた対応)

社会福祉事業団への対応策として都道府県がその委託管理をする公的施設を当該社会福祉事業団へ譲渡して、公設の施設から民間の施設へと移行する方策があり、一部の県で実施されている。

事業団は、強度行動障害者・最重度障害者処遇などの入所施設に対する運営ノウハウを有するものと認められるが、民間に比較すると極めて高いコストによって実現されているものであること、運営コスト削減に対する取り組み姿勢が十分でないこと、ノーマライゼーションの普及に伴って施設の縮小・分散化が図られていく傾向にあること、民間の運営能力が高まっていること等を勘案すると、「県立あすなろの郷」の事業団への譲渡という対応策について検討する前提条件は、現状において揃っていないと判断される。県においては、事業団がこのような前提条件をクリアしない限り、事業団への安易な施設譲渡を行うべきではないと考える。

(県における知的障害者福祉行政とあすなろの郷の役割等)

県においては、平成15年4月に策定した「いばらき障害者いきいきプラン」に基づき、障害者が地域で普通に生活できるノーマライゼーションの実現に向けた施策を進めているところであるが、障害が重度・重複化、多様化する中で、障害のある人の社会的自立と社会参加の推進が課題となっている。

また、知的障害者福祉の今後の方向性としては、障害者自立支援法が平成17年10月31日に成立したのを受け、今後さらに障害者の自立に向けた地域生活の支援や就労支援の充実を図ることにシフトしていくとしており、県全体の施設数や施設規模等については、平成18年度に策定される「障害福祉計画」において検討されることになっている。

このような県における知的障害者福祉行政が、公的施設の位置づけ、そして事業団のあり方等の見直しと密接に関連することから、当委員会では、今後の障害福祉計画の策定や、「県立あすなろの郷」の役割等の検討などに際して、次のような諸点があることを付言しておくこととする。

- (1) 公的施設の担うべき役割の観点からは、適切な施設規模への見直しを前提として、民間施設で処遇することが困難な強度行動障害者・最重度障害者の受け入れに特化するか否かについて考えること。
- (2) 施設の規模の観点からは、「県立あすなろの郷」は、入所定員が590人の大規模施設であるために支援費等について低い単価が適用されることから、経営的にも効率的な規模であるとは言い難い。したがって、「県立あすなろの郷」の施設規模については、基本的に縮小の方向で見直しを図るか否かについて考えること。
- (3) ノーマライゼーションの実践の観点からは、今後、保護者の理解とともに、入所者の地域生活移行に積極的に取り組んでいくことがより求められてくるものと考えられる。したがって、地域民間施設での受け入れや、NPO法人・ボランティア団体等との協

力体制の確立等を前提にして考えること。

(事業団のあり方検討組織の設置)

事業団を取り巻く社会福祉事業の環境は大きく変化しており、特に平成14年8月に事業団の運営基準等が大きく見直された結果、従前のままで事業団による「県立あすなろの郷」の運営を継続させることを看過することは、県民福祉の向上や県財政の改革のためにも許されるものではない。

このため、事業団及び県は、知的障害者福祉行政の推進において、限られた県予算をいかに効果的に活用できるか、事業団のあり方について、外部有識者も含めた第三者による専門委員会を設置するなど、早急に検討を行うべきである。

なお、検討にあたっては、県民の視点や、利用者本位のサービスの維持向上を基本とするとともに、当委員会の提言についても十分留意すべきである。

以上のように、当委員会としては、事業団の主たる事業である「県立あすなろの郷」の運営（特に財務面・経営面）に主眼をおいて事業団に対する提言や、県における今後の障害福祉計画の策定等に当たっての付言を行った。

今後設置されるであろう事業団のあり方検討組織においては、既存の入所者及び入所待機者への配慮は勿論のこと、全ての知的障害者が生き生きと生活し、社会的自立や社会的参加ができるように最大限配慮し、民間の社会福祉法人との役割分担、NPO法人やボランティア団体などとの連携・協力なども含め、事業団のあり方全般に対する検討がなされることを希望するものである。

財団法人茨城県建設技術公社

現状と課題

〔 公社の概要 〕

財団法人茨城県建設技術公社（以下「公社」という。）は，昭和 63 年に，県，市町村及び社団法人茨城県建設コンサルタントが出捐（出資）をして設立された団体である。

出捐団体の 1 つである社団法人茨城県建設コンサルタントは，昭和 41 年当時，県内の総合開発の進展に伴い建設産業が急速に増加してきたことから，建設行政の円滑かつ能率的な執行を図り，もって県内建設事業の振興発展に寄与するため設立された団体である。公社設立に至るまで，建設に関する技術研修や調査研究，測量・設計・研究などの業務を県から受託し，建設行政を補完してきた団体であり，公共事業の積極的な支援体制の強化を図るため，同社団法人を発展的に解消し，新たに財団法人として公社を設立したものである。

公社の出資者等（ ）内は出資比率

（社）茨城県建設コンサルタント	59,235 千円（79.9%）
茨城県	10,000 千円（13.5%）
県内市町村	4,940 千円（6.7%）
出資総額	74,175 千円

公社の平成 16 年度における県からの受託事業に係る委託料の額は，実績で約 13 億円となっており，また，職員数は，平成 17 年 4 月 1 日現在 106 人で，うち公社採用職員が 97 人，県派遣職員が 9 人である。

公社の主な事業内容は，公益事業として市町村職員の技術向上等のための研修会の開催や災害復旧事業などへの技術協力，収益事業（対価を伴う公益事業）として公共事業に係る県や市町村からの建設事業に関する調査，測量，設計，積算及び工事施工管理の受託などであり，県や特に技術者の不足する市町村の建設行政を補完するとともに，その円滑な推進に努めてきた。

公共事業の減少や平成 13 年度に設置された県議会「県出資団体等調査特別委員会」からの提言（「測量設計事業など民間と競合する事業を民営化するなど抜本的に見直すべき」）を受けての業務見直しの取り組みにより，公社のここ数年の事業収入は減少傾向にある。

一方，県では，IT 技術を活用した工事請負・業務委託の入札・契約に関する情報及び手続きを電子化する「茨城県建設工事等電子入札システム」（電子入札システム）を構築し，建設工事受注者への普及拡大を図ろうとしているが，公社をその際の電子入札システムのサービス提供業務を担う団体として位置付けている。

〔 公社の運営課題 〕

（ 内部留保率の是正 ）

公社は、県や市町村の建設行政を補完する役割を担い、主として公共事業に関する調査・測量・設計・積算業務等を受託してきた。

一方、財務状況を見ると、公益法人でありながら、内部留保率が平成 16 年度決算数値からの試算では、約 53.7% を占める状況となっている。

公益法人の内部留保率については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成 8 年 9 月 20 日閣議決定）で、「公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度」とし、さらに、同基準の運用指針においては、「原則として約 30% 程度以下が望ましい」とされている。

公社の主たる業務は、県・市町村からの委託による積算業務であるが、その業務は守秘性・公平性が求められ、民間になじまない業務であることから、一定の行政補完的な役割は認められる。しかし、内部留保率については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とするとともに、現在保有する内部留保金の有効な使途について検討する必要がある。

（ 業務委託の適正化 ）

公社の収入額の約 98.2% は、県や市町村等からの受託業務に伴う収入であり、その契約の全ては、民間企業との競争原理の働かない随意契約により実施されている。

結果として、公社は公益法人に相応しくない多額の利益を計上し、平成 16 年度決算においては、法人税等として約 71,800 千円を納税し、過去 10 年間（平成 7 年度～ 16 年度）では、約 866,488 千円もの納税を行っている状況にある。

公益法人の利益については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」において、「対価の引き下げ等により収入、支出の均衡を図り、法人の健全な運営に必要な額以上の利益が生じないようにすること」とされていることから、適正な水準での業務委託を行う必要がある。

（ 受託業務に係る外注の見直し ）

公社が県や市町村から受託している業務のうち、その約 33.6% をさらに第三者に再委託（外注）している。このため、随意契約の前提である守秘性・公平性の確保の視点からの見直しは当然のこと、県や市町村から公社への委託業務の範囲が適正であるのか、県や市町村が直接民間企業に委託することはできないかなど、行政コスト削減の視点からも現行の方法を見直す必要がある。

県の発注方法等のあり方

〔随意契約による発注方法の見直し〕

公社が公益法人として相応しくない多額の利益を計上している最大の要因は、受託業務に係る随意契約方式の採用にある。県は、その方式を採用している理由として、公社の行う業務は、県や市町村が発注する公共事業に係る積算業務や工事施工管理業務など守秘性・公平性が求められる業務、災害復旧に関する調査・測量・積算などの諸業務、緊急性がある業務等の民間に委託することがなじまない業務であるためとしている。

公社が受託する全ての業務は、このような随意契約方式によって行われており、その結果、公社は多額の利益を計上し、かつ、多額の納税をしている。県は、その業務の平準化の観点から所管課の定員増で対応するのではなく、公社へ業務委託を行っているとしているが、現状の公社の享受している利益水準から判断すると、県が必要最低限の人員配置を行い、また、守秘性・公平性の観点から民間に委託しても支障のない業務を第三者へ委託したほうが、より効率的な予算執行が可能な状況にあると言える。

また、公社は、県・市町村から受託している業務の約33.6%を第三者に再委託（外注）している。このことは、民間になじまない業務を担うという公社の役割・性格等を勘案して採用している随意契約方式の本来の趣旨に反するものであり、再委託（外注）は限定的な範囲でなければならない。

さらに、偕楽園公園センターの本園維持管理業務・園内巡視点検業務・梅と緑の相談所運營業務などを受注しているが、このような業務が随意契約で公社に発注しなければならない業務であるのか検討すべきである。

このように、随意契約による発注方法には種々の問題点等があることから、県は、「県（市町村）の予算執行が効率的に運用されているか」、「県が直接民間企業に委託できないのか」、「民間企業等の活用ができないか」などの視点から、委託する業務範囲の見直しするなど、随意契約の要件をより厳密に適用すべきである。

さらに、良質な社会資本整備のため公共工事の品質の確保を目的に平成17年4月1日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に係る政府の基本方針（「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」平成17年8月26日閣議決定）において、「発注関係事務を行うことができる者の選定に当たっては、民間企業等についても選定の対象とすることができるよう必要な環境整備に努めるものとする。」とし、今後は発注事務を担う者として民間企業等を活用する方針が示されていることから、県は随意契約方式により公社への発注を継続するのみではなく、広く民間企業等の活用を考えるべきである。

〔業務委託料算出基準の見直し〕

公社に利益をもたらしている一つの原因が、業務委託に係る委託料にあるとするならば、その委託料を引き下げることにより公社の収支の均衡を図ることが必要である。しかし、県は、公社への業務委託に係る委託料の計算に当たっては、委託業務が国庫補助事業の場合には、国の制定している基準によることとされていること等から、県独自の基準を制定して公社への委託料を減額する見直しは困難であるとしている。

しかし、行政コストを削減し、県民（引いては国民）負担を軽減させることは、行政として当然の責務であり、公社への委託料の積算基準の内容が業務実態をより反映させたものに近づけるために、随意契約の対価引き下げにつながる基準の見直しに積極的に取り組むべきである。

〔県の指導監督の強化〕

公社の主要な役員ポストに元県職員が就任し、また、県からの業務委託の契約が民間企業との競争原理の働かない随意契約により行われ、かつ、公社が多額の利益を計上している現状は、県民の視点から見て非常に透明性に欠けたものとなっている。

県は公社に対する出資比率が13.5%と低いことをもって、公社に対する指導・監督に制約があるとしているが、このような県の人的・財政的関与を考慮すると、県は十分に指導力を発揮できる立場にあると考えられることから、公社の運営について、公益法人として相応しいものとなるよう指導・監督を強化すべきである。

公社が取り組むべき事項

〔民間企業と競合する測量設計業務の削減〕

測量設計業務の受注については、民間と競合する事業であるとして、平成13年度に設置された県議会「県出資団体等調査特別委員会」の提言を受け、受託縮減に取り組んできたところであるが、さらなる見直しを進め、他の業務も含め民間で可能な業務については民間に委ね、公社はそのような業務から早期に撤退すべきである。

〔公益事業の明確化と経費削減〕

公社の実施する公益事業について、平成14年度は約39,873千円、平成15年度は約39,600千円、平成16年度には海外研修は廃止したものの約29,526千円もの事業費を計上している。研修会の実施回数や参加者数、海外研修への市町村参加者数、助言及び相談等の実施状況等を考慮すると、このような多額の事業費を要するものが疑問である。

また、公社は、平成10年度に土地取得費を含め、約680,686千円で、水戸市内に建物（現在は「公社別館」と称している。）を、公益事業の充実などを目的に建設・所有しているが、その有効活用が図られているのかも疑問である。

公益事業については、真に公益に資するものであることが必要であり、事業の必要性や費用対効果などについて十分検討し、効率的かつ効果的に実施するべきである。また事業実施に当たっては、徹底して無駄な経費の削減に努めなければならない。

〔内部留保金の社会還元〕

公社の保有している内部留保金は、県や市町村からの随意契約に起因する業務委託から主に形成されたものであることから、従来の研修内容を見直し、県・市町村のニーズに対応した真に有効性ある研修会の開催や、県が普及拡大を図ろうとしている「電子入札システム」への協力などの公益事業の拡充で社会還元を図るとともに、なお過大な内部留保金については、県と協議し、県への寄付を含め、有効な用途を検討すべきである。

〔職員構成等のアンバランスの解消等〕

公社の職員構成をみると、公社採用職員の高年齢化（50代の職員が全体の約45.5%）が進み、アンバランスな状況となっている。今後、公共事業の減少傾向が進む中で、公社の業務量も減少してくることが予想されることから、業務量に見合った人員配置や職員構成となるよう、計画的に公社の組織体制の見直しを進めるべきである。

また、将来の問題として、職員の年齢構成のアンバランスにより短期間に退職職員数が増加することに伴って、公社採用職員に対する退職金の支払原資が不足することが予想されている。公社は、県とは別個の独立した事業主体であり、その運営は県に依存することなく、自助努力でなされなければならないことを自覚し、公社自らが退職金規程の見直し等を速やかに実施し、対応すべきである。

〔公社運営の自主独立化〕

公社が、役員に元県職員を受け入れ、さらに、県から競争原理の働かない随意契約により業務を受託し、多額の収益を計上していることは、県と公社が一体であるような運営がなされているとも考えられ、透明性を欠いていることから県民に誤解を与えかねない状況にある。

したがって、公社は、県とは別個の独立した事業主体であるとの認識及び実態を具備し、自立して業務の運営に当たるべきである。

公社のあるべき姿

守秘性・公平性が求められる民間になじまない業務についての担い手として、公社の行政補完的な役割は今後も認められるものである。

ただし、競争原理が働かない随意契約により多額の利益を上げ、必要以上の内部留保金を抱え、また、無駄な経費支出を行うなどの公益法人としての相応しくない現在の運営状

況については、速やかに改善することが必要である。

また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に係る基本方針において、「民間企業についても、技術的能力及び公正性を確保することで選定の対象となることができるよう必要な環境整備に努める」とされたことから、公社の役割の見直しは必至であり、その存在意義は薄まってくると考えられる。このような社会経済情勢の変化に対応するため、公社のあるべき姿・役割を見据え、その方向性を検討することも必要である。

以上の観点から、当委員会としては、公社の担うべき業務・公社に期待される業務は、公共工事に係る積算業務等、守秘性・公平性の求められる業務であり、公社は、係る業務に特化すべきであると考えらる。

公社が、今後も民間と競合する業務についての受注を目指す場合には、営利法人化を検討すべきであり、その場合には、公社が県の行政補完的業務を担う団体ではなくなることは当然のことである。

また、現在の随意契約による多額の利益計上・多額の納税は、極めて異常な状況であり、すみやかな是正がなされるべきものである。そして、今後は公共事業について随意契約により受託する業務がある場合でも、これまでのような多額の利益の計上は困難になること、職員構成のアンバランスの是正への対応から、将来的に公社はあるべき適正規模に向けて集約（均衡・縮小等）を図るべきである。

そして、公社が有する各種ノウハウを持って、県・市町村のニーズに沿った適切な公益事業を遂行し、また、電子入札システムの担い手の一人として貢献すべきである。

おわりに

今日、民間企業においては、バブル経済崩壊後の長引く景気低迷の中、厳しい経営環境の変化に対して、企業の生き残りをかけ、痛みを伴うリストラ等の改革を迅速かつ大胆に実行し、その危機を克服している。

一方、県においても、厳しい財政状況の中、県出資団体改革が大きな課題となっている。

県出資団体等の改革においては、改革の遅れにより県民負担の増大につながることをないよう、改革・改善のための諸施策実施のスピードアップが正に求められている。

出資団体は、県とは独立した事業主体であり、その運営は自立的に行われねばならず、その事業遂行には経済性・効率性・有効性が常に求められていることを自覚し、官民の役割分担を明確にした上で、常に県民から理解と支持が得られるよう、最小の経費で最大の効果を上げ得る団体運営を行うことが必要である。また、団体運営のための財源は、県民の税金が使われているということを肝に銘じ、1円たりとも無駄にすることのない効率的な事業執行に当たるべきである。

県においては、「県民のための団体」といった視点に立って、県民が出資団体に何を求めているか、出資団体が県民のために現在何をなすべきかを常に考えて行動することが重要である。

そして、県は、県民ニーズの変化・多様化にすばやく対応すべく、出資団体の組織のあり方や、求められる役割を抜本的に見直すとともに、出資団体が単に自らの組織を守るためだけに既得権を主張し、抜本的な改革を遅らせることがないように、強力的に指導・監督を行うことが必要である。出資団体の過去の経緯・情実等により、透明性を欠く、説明責任を欠くような対応があってはならない。

また、現行の組織を存続させる場合においても、従来の手法や組織の体質を維持するのではなく、常に団体の存在意義等を検証し、組織改革や事業への弛まない改善に努め、もって県民サービスの一層の向上に寄与されるよう期待する。

委員会の開催経過

- 第1回 平成17年11月1日(火)
- ・対象法人ヒアリング
 - ・経営改善策等の協議
 - ・対象法人の現状と課題について
- 第2回 平成17年11月14日(月)
- ・対象法人所管課ヒアリング
 - ・経営改善策等の協議
 - ・経営改善策等の方向性について
- 第3回 平成17年11月30日(水)
- ・経営改善策等の協議
 - ・意見書骨子のとりまとめ
- 第4回 平成17年12月12日(月)
- ・経営改善策等の協議
 - ・意見書のとりまとめ

対象出資団体の概要

社会福祉法人茨城県社会福祉事業団の概要 ----- 18

財団法人茨城県建設技術公社の概要 ----- 22

社会福祉法人茨城県社会福祉事業団の概要

出資団体の概要

1	団体の名称	社会福祉法人茨城県社会福祉事業団			
2	所在地	水戸市千波1918（茨城県総合福祉会館内）			
3	設立年月日	昭和39年10月5日			
4	代表者名	理事長 橋本 昌			
5	基本財産	基本財産 10,000千円			
6	設立根拠	社会福祉法第22条			
7	設立目的・経緯	<p>茨城県が設置する社会福祉施設、その他の施設の運営の委託を受けるとともに、自ら社会福祉施設、その他の施設を経営し、並びにこれらに必要な付帯事業を行うことにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>（主な事業内容）</p> <p>（1）県立あすなろの郷</p> <p style="margin-left: 20px;">知的障害児（者）総合援護施設の経営「受託事業・第1種社会福祉事業」</p> <p style="margin-left: 40px;">・知的障害児（児童福祉法） 定員 25名</p> <p style="margin-left: 40px;">・知的障害者更生施設（知的障害者福祉法） 定員 525名</p> <p style="margin-left: 40px;">・重症心身障害児施設（児童福祉法） 定員 40名</p> <p style="margin-left: 20px;">知的障害児（者）短期入所事業「受託事業・第2種社会福祉事業」</p> <p style="margin-left: 20px;">知的障害者地域生活援助事業（グループホーム）「自主事業・第2種社会福祉事業」</p> <p style="margin-left: 20px;">障害児（者）地域療育等支援事業「受託事業・第2種社会福祉事業」</p> <p>（2）県立児童センターこどもの城 「受託事業・第2種社会福祉事業」</p> <p style="margin-left: 20px;">児童のレクリエーション、共同生活、体力増進と健全育成施設の経営（児童厚生施設）宿泊定員150名 キャンプ 50名</p> <p>（その他の事業）</p> <p style="margin-left: 20px;">・食事提供事業</p> <p style="margin-left: 20px;">・児童健全育成対策事業</p> <p>（3）県総合福祉会館 「受託事業・その他の公益事業」</p> <p style="margin-left: 20px;">コミュニティーホール・研修室等の貸室事業 （入居団体 13・テナント 15）</p> <p>（4）社会福祉事業振興資金の貸付事業 「自主事業・第2種社会福祉事業」</p>			
8	組織	(1)役員・職員数	理事 8人 （うち常勤 2人）	監事 2人 （うち常勤 -人）	常勤職員 332人 嘱託 44人 臨時 53人
		(2)組織機構	別添組織図のとおり		
9	資産状況 17年3月末現在	（単位：千円）			
		金額	摘要		
	流動資産	2,779,843			
	固定資産	184,864			
	投資等	-			
	資産合計	2,964,707			
	流動負債	402,851			
	固定負債	2,271,806			
	負債合計	2,674,657			
	正味財産	290,050			

平成16年度事業実績

1 事業内容

(1) 県立あすなろの郷

知的障害児施設
知的障害者更生施設
重症心身障害児施設
知的障害児(者)短期入所事業
知的障害者地域生活援助事業(グループホーム)

あすなろの郷においては、利用者一人ひとりの要望を十分に把握し、支援サービスの徹底に努めた。また、利用者の自己決定の尊重を基本とした地域での自立生活を実現するため「地域移行推進室」を設置しグループホームの計画的な整備など地域移行を推進し、新たに4カ所のグループホームを立ち上げ利用者16名が地域での生活を開始した。

(2) 福寿荘

高齢者及び母子家庭等に対し低廉な料金で健全な保健休養の場を提供する福寿荘(老人休養施設、母子休養ホーム)の経営において積極的な誘客活動を展開するとともに経費削減に努め、前年度に引き続き営業収支で約1,670万円の黒字となった。

平成16年度末で廃止となった福寿荘の太子町への移管の調整を実施し、平成17年4月1日付で一切の移管を終了した。

(3) 県立児童センターこどもの城

児童にレクリエーション活動や野外活動体験等を通して健全な遊びや共同生活の場を提供した。また、県から委託された浜っ子体験活動事業、子どもの夢ネットワーク事業、放課後ケアワーカー研修事業を実施し、児童指導員の養成支援を行うとともに県内児童館、放課後児童クラブ等の活動を支援した。

(4) 県総合福祉会館

総合福祉会館においては、研修室等の貸し出し業務、施設の維持管理を行うとともに、南側付属等工事、総合会館まつり、県民サロンコンサート、フリーマーケット等を実施し利用者の利便を図った。

(5) 社会福祉事業振興資金の貸付事業

施設整備資金 50,300千円(6件)

運営資金 1,500千円(1件)

民間社会福祉事業の振興を図るため、施設整備資金及び運営資金の貸付を行った。

2 収支状況

(単位：千円)

	金額	摘要
財産等収入	1,090	
事業収入	4,792,418	補助金, 委託金収入含む
特定預金取崩収入	997	
その他の収入	323,438	退職積立金等
収入合計 A	5,117,943	
事業費	747,997	
管理費	4,082,285	人件費含む
その他の支出	148,974	退職金等
支出合計 B	4,979,256	
法人税等 C	6,854	租税公課費
当期収支差額 D	131,833	= A - (B + C)
前期繰越収支差額 E	2,308,655	
次期繰越収支差額 F	2,440,488	= D + E

3 補助金等の受入状況

(単位：千円)

	金額	摘要
県等からの出資金	-	
県等からの補助金	157,428	管理運営補助 128,736 老人休養施設整備費補助 28,692
県等からの委託金	4,338,563	あすなろの郷委託金 4,065,094 地域支援特別対策委託金 22,094 産休職員等代替委託金 342 こどもの城委託金 93,927 児童福祉対策事業費委託金 4,760 総合福祉会館委託金 152,346
県等からの貸付金	-	
損失補償限度額	-	

平成17年度事業計画

1 事業内容

- (1) 県立あすなるの郷
 知的障害児施設
 知的障害者更生施設
 重症心身障害児施設
 知的障害児(者)短期入所事業
 知的障害者地域生活援助事業(グループホーム)
 あすなるの郷においては、利用者のニーズを受け止めながら個別支援プログラムの充実を図るとともに、ノーマライゼーションの理念に基づき利用者の自己決定を尊重した地域生活を実現するため自活・自律訓練の充実を図り、グループホームの計画的な整備を推進する。
- (2) 県立児童センターこどもの城
 こどもの城においては、児童健全育成に係る各種事業の実施を通して児童の健全育成に寄与するとともに、県内児童館等への支援を行い拠点施設としての機能を発揮する。
 また、県から委託を受けた児童健全育成対策事業を推進することにより、こども達が健やかに育つための環境づくりに寄与する。
- (3) 県総合福祉会館
 総合福祉会館においては、施設等を適切かつ効率的に管理運営するとともに、機関紙の発行、ホームページによる催事情報の発信等により、利用者サービスの向上、利用促進を図る。
- (4) 社会福祉事業振興資金の貸付事業
 民間社会福祉法人等に対する施設整備資金及び運営資金の貸付を適正かつ円滑に行う。

2 収支計画

(単位：千円)

	金額	摘要
財産等収入	10	
事業収入	4,638,953	補助金, 委託金収入含む
特定預金取崩収入	1,300	
その他の収入	300,465	退職積立金等
収入合計 A	4,940,728	
事業費	697,727	
管理費	3,991,372	人件費含む
その他の支出	144,710	退職金等
支出合計 B	4,833,809	
法人税等 C	2,950	租税公課費
当期収支差額 D	103,969	= A - (B + C)
前期繰越収支差額 E	2,426,493	
次期繰越収支差額 F	2,530,462	= D + E

3 補助金等の受入予定

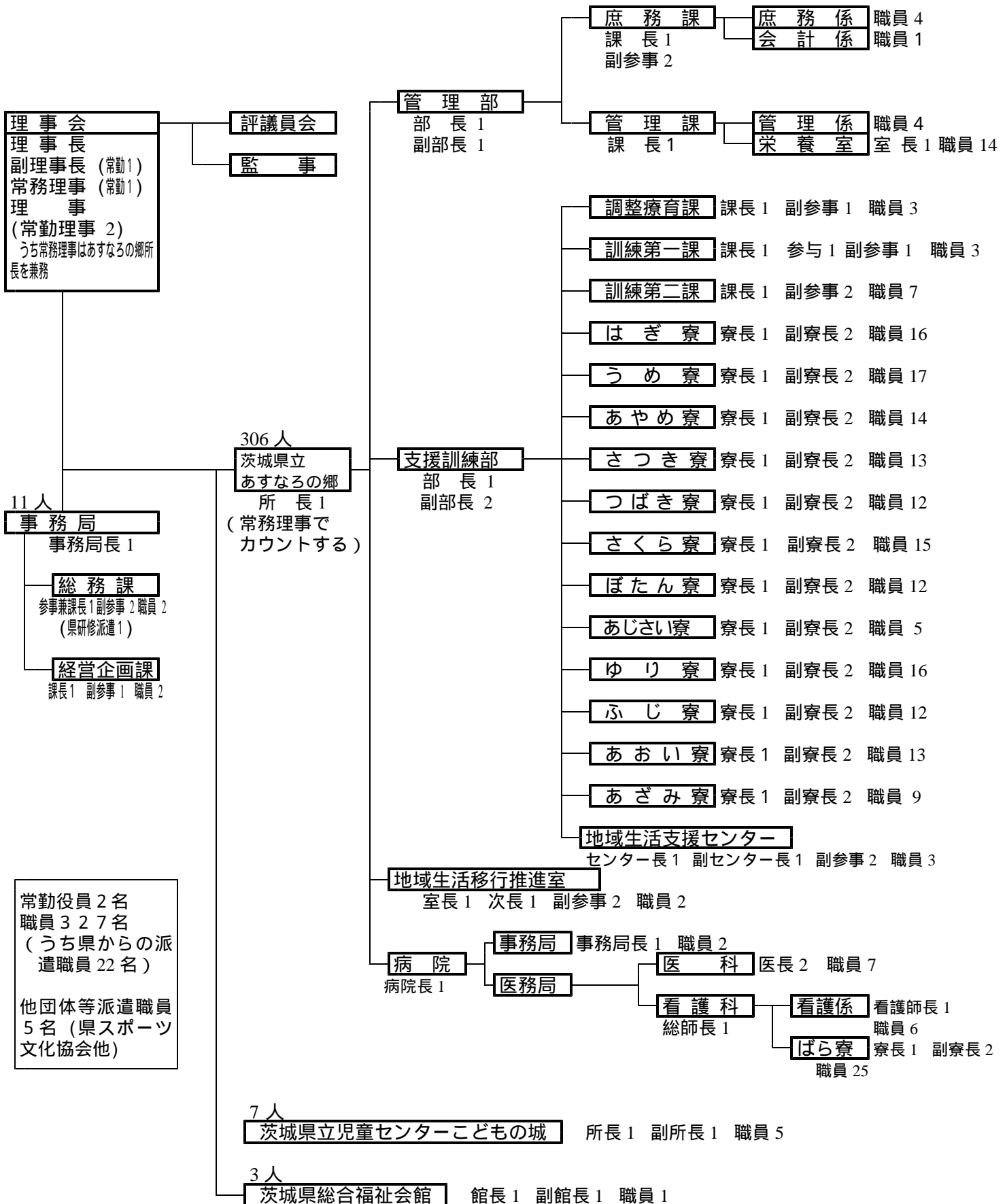
(単位：千円)

	金額	摘要
県等からの出資金	-	
県等からの補助金	128,774	管理運営補助 128,774
県等からの委託金	4,355,781	あすなるの郷委託金 4,094,858 こどもの城委託金 95,452 児童福祉対策事業費委託金 5,837 総合福祉会館委託金 159,634
県等からの貸付金	-	
損失補償限度額	-	

組織及び役職員構成

(平成17年4月1日現在)

1 組織



財団法人茨城県建設技術公社の概要

出資団体の概要

1	団体の名称	財団法人茨城県建設技術公社			
2	所在地	水戸市笠原町978番25			
3	設立年月日	昭和63年4月1日			
4	代表者名	理事長 大津 典昭			
5	基本財産	基本財産 74,175千円			
6	設立根拠	民法第34条			
7	設立目的・経緯	<p>茨城県建設技術公社は、建設行政の円滑かつ効率的な執行を図るため、社団法人茨城県建設コンサルタントを発展的に解消し設立され、茨城県内の建設行政補完のため、技術の研修、協力、調査、研究、受託を行い、もって茨城県内における建設事業の振興発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(主な事業内容)</p> <p>(1) 公益自主事業 建設に関する技術の研修会等の開催 市町村建設関係職員の短期派遣研修事業の実施 建設に関する技術相談の実施 公共土木施設災害復旧事業の技術協力</p> <p>(2) 公益受託事業 建設に関する調査、設計、積算及び工事施工管理の受託 区画整理事業に関する業務の受託 建設に関する資料等の作成の受託 公共施設の管理業務の受託 茨城県土木設計積算システム貸与業務 下水道事業の発注者支援業務の受託</p>			
8	組織	(1)役員・職員数	理事 11人 (うち常勤 3人)	監事 2人 (うち常勤 - 人)	常勤職員 106人 嘱託 8人 臨時 19人
		(2)組織機構	別添組織図のとおり		
9	資産状況 17年3月末現在	(単位：千円)			
			金 額	摘 要	
	流動資産		1,848,991		
	固定資産		2,056,055		
	投資等		-		
	資産合計		3,905,046		
	流動負債		532,643		
	固定負債		1,174,141		
	負債合計		1,706,784		
	正味財産		2,198,262		

平成16年度事業実績

1 事業内容

(1) 公益自主事業

市町村職員等の資質の向上を図るため研修会を実施した。

- ・ 市町村職員建設技術研修 (延べ98市町村 152名)
- 市町村等への技術的助言・相談等を実施した。 (助言件数等51件)
- 市町村等における設計，積算業務の電算化を促進した。 (7市13町6村2公社)

(2) 公益受託事業

建設に関する調査，設計，積算及び工事施工管理を受託した。

- (675件 2,076,788千円)
- ・ 茨城県，市町村及び公社等の公共事業の各種調査，設計，積算及び工事施工管理業務
- ・ 道路，橋梁，河川，上下水道及び公園等公共施設の台帳作成業務
- ・ 公共建築物の設計，工事監理及び建築物等の評価調査業務，特殊建築物の定期調査業務
区画整理事業を受託した。 (12件 128,200千円)
- ・ 事業計画，換地設計・積算及び工事施工管理業務
建設に関する資料等の作成を受託した。 (14件 36,870千円)
- ・ 河川流量観測及び水位年表等資料作成業務
公園等公共施設の管理業務を受託した。 (4件 35,860千円)

2 収支状況

(単位：千円)

	金額	摘要
財産等収入	1	
事業収入	2,277,718	
特定預金取崩収入	3,000	
その他の収入	39,140	
収入合計 A	2,319,859	
事業費	1,932,981	
管理費	177,186	
その他の支出	95,093	
支出合計 B	2,205,260	
法人税等 C	59,917	
当期収支差額 D	54,682	= A - (B + C)
前期繰越収支差額 E	1,261,666	
次期繰越収支差額 F	1,316,348	= D + E

3 補助金等の受入状況

(単位：千円)

	金額	摘要
県等からの出資金	-	
県等からの補助金	-	
県等からの委託金	2,277,718	調査，設計，積算及び工事施工管理
県等からの貸付金	-	
損失補償限度額	-	

平成17年度事業計画

1 事業内容

(1) 公益自主事業

- 建設に関する技術の研修会等を開催する。
- ・ 県，市町村技術関係職員の技術向上のため研修会を開催する。
- ・ 市町村の建設技術者を対象とした事業別専門研修会を開催する。
- 市町村建設関係職員短期派遣研修を実施する。
- 建設に関する技術相談を実施する。
- 建設事業の推進及び普及のための資料作成及び広報活動を実施する。
- 公共土木施設災害復旧事業の技術協力を実施する。

(2) 公益受託事業

- 建設に関する調査，設計，積算及び工事施工管理を受託する。
- ・ 茨城県，市町村及び公社等の公共事業の各種調査，設計，積算及び工事施工管理業務
- ・ 道路，橋梁，河川，上下水道及び公園等公共施設の台帳作成業務
- ・ 公共建築物の設計，工事監理及び建築物等の評価調査業務，特殊建築物の定期調査業務
- 区画整理事業を受託する。
- ・ 事業計画，換地設計，積算及び工事施工管理業務
- 建設に関する資料等の作成を受託する。
- ・ 河川流量観測及び水位年表等資料作成業務，その他建設に関する資料等の作成
- 公園等公共施設の管理業務を受託する。
- 茨城県土木設計積算システム貸与業務を行う。
- 下水道事業の発注者支援業務を受託する。
- ・ 公共廃棄物処分場「エコフロンティアかさま」整備事業に係る下水道の整備事業

2 収支計画

(単位：千円)

	金額	摘要
財産等収入	1	
事業収入	2,851,000	
特定預金取崩収入	0	
その他の収入	2,900	
収入合計 A	2,853,901	
事業費	2,407,164	
管理費	168,419	
その他の支出	103,840	
支出合計 B	2,679,423	
法人税等 C	20,000	
当期収支差額 D	154,478	= A - (B + C)
前期繰越収支差額 E	1,316,348	
次期繰越収支差額 F	1,470,826	= D + E

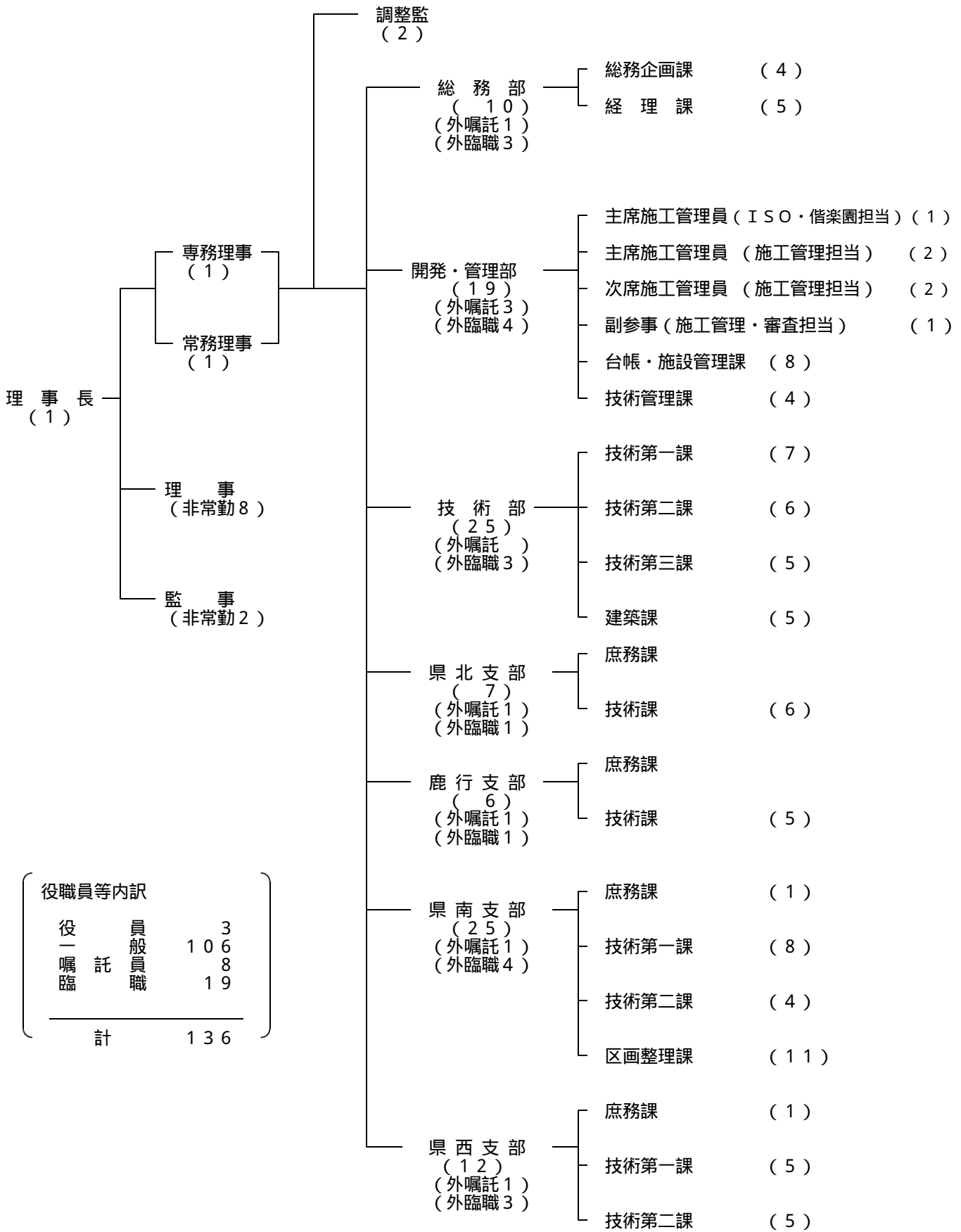
3 補助金等の受入予定

(単位：千円)

	金額	摘要
県等からの出資金	-	
県等からの補助金	-	
県等からの委託金	2,851,000	調査，設計，積算及び工事施工管理
県等からの貸付金	-	
損失補償限度額	-	

(財)茨城県建設技術公社の組織図

平成17年4月1日現在



役職員等内訳		
役員	一般職員	3
嘱託	職員	106
臨		8
		19
計		136